

労働者派遣法第23条第5項による派遣事業所ごとの情報提供

労働者派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2により、労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で徐して得た割合（マージン率）等を、情報提供いたします。

項目	関西支店
令和5年6月1日付け派遣労働者の数	9人
令和4年度 派遣先事業所数（実数）	3件
令和4年度 労働者派遣に関する料金額の平均額（8時間 全業務平均）	35,000
令和4年度 派遣労働者の賃金額の平均額（8時間 全業務平均）	25,000
令和4年度 マージン率	29.60%

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ・ 令和5年度計画

教育訓練	対象となる派遣労働者	訓練の方法	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
コンプライアンス研修	正社員	OJT	無償	有給
情報セキュリティ研修	正社員	OFF-OJT	無償	有給

※事務所内のブース利用可能。

- ・ キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
相談窓口：関西支店・キャリアコンサルティング担当
電話番号：078-652-8047

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

- ・ 社会保険適用事業所、労働保険適用事業所

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定

- ・ 労使協定を締結している（協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日）
- ・ 協定労働者の範囲：一般的な測量技術者の業務に従事する作業員